

## 武士の本体並び知行割、人数積、附制度法令の大略

武士の本来の姿は、当世の百姓と異なるものではない。それはなぜかと云えば、昔の武士は皆、土着して田舎住まいであった。その中でも土地を多く持っている者は、譜代の家の子、郎党を多く扶助し、軍陣に出るには郎党は云うに及ばず、百姓をも軍兵に仕立てて召連れていたので、五千石(五百貫)、一万石(千貫)の領主であっても、五百人も千人も出動させていたという事である。信濃の木曾義仲、上野の新田義貞、伯耆の名和長年、肥後の木山等、皆土着の大名士であり、急に臨んで軍兵を出動させた所業については人々が知るところである。さて又、小禄の武士は自らの手で農作して収入を得ることで、二〜三十石(二〜三貫)の地を所持しても、馬を持ち、武具や馬具等も常日頃の心掛けにより、事欠かないようにたしなめることができた。農作するので、手足も荒々しくなつて丈夫であった。鹿狩や漁獲等を娯楽とするので、筋骨も壮健であった。遠方の親戚や朋友と往来するので、遠路もよく知っていて疲れず、粗末な糧食や短褐(＝短い荒布でできた着物)に口腹身体を慣らしているので、軍陣に出てもこの二つに苦しまなかった。概ね古代の武士の有様は、このようなものである。しかしながら近来天下が統一されてから、武士は城下に居住するものになった。城下に群れをなして居住しているので、自然と衣服、飲食、家の造りを美麗にして、終には武の本体を取り失ってしまい、今の世における武士のたしなみと云えば、専ら衣食住と立振舞い、言葉遣いの立派さだけになった。このように奢侈(しゃし)必要な程度や身分を超えたぜいたく)が盛んになったので、各人が軍用のために賜るところの俸

禄も皆、衣食住と婦人に費やして、武に用いるべき禄であることを忘れ去った。こうしてどうでもよい奢侈しゃしが盛んなので、ついには困窮して武備を取り失うようになった。困窮して武備を取り失うのは、厳格で即応性ある制度が確立されていないからであると理解せよ。願わくは制度を確立し、奢侈を禁じ、武士を真の土着か、又は土着同様にすることで、武術を再興させるべきである。このことを、一国一郡でも領する人は、心掛けなければならない。今の世にも古くからの諸侯には、家中を土着にしてゐる者がある。近いところでは我が仙台藩を始めとして相馬、大村、肥前、薩摩等である。このようであれば、直参も多く、陪臣も多いものである。よくよく考察せよ。

○兵士を扱うことは、番頭、武頭ものがしら（＝小組頭、百人頭）等の頭役の者を教えるのとは異なる。撰士の巻でも述べたように、武頭以上の輩には、人数を預けて、一方を任せらるものであるから、学問があつて才智もはたらき、文武の大略を体得して、どの国へ出征するにしても単独の経路を前進させるものとして取立てよ。軍士はそれぞれの頭の下知を承知して行動するものであるから、さほど学問も才智も必要としない。ただ、敵に当たって勇壮であるのを専らとして教えなければならない。そうは云えども、力の強い者があり、弱い者がある。ここに所謂勇壮とは力量を云うのではなく、意気の勇壮であることを云う。意気を勇壮にすることは、ひとえに大将の方針にあるのだが、また一二の術もある。左にその条々の大略を記す。

○第一に武士を土着にすることに留意せよ。土着すれば無骨にして、高い身分を誇示するような風潮もなくなり、古代における質朴の姿に戻ることになろう。

○年に五、六回は鷹狩や猪狩をして、武士の心気を引立て、沈鬱しないように教えておけ。これらが（軍士の意気を勇壮にする）術である。

○制度を確立して、衣食住の費用を省き、奢侈しゃしを求める心が生じないように教えよ。

○頭の役職には才智や器量のある人を用いて、組を教え育てよ。

○大将と諸士との心が遠く離れていれば、士の励みも薄いものである。これを親しくする道は、諸士の武芸の能力をそれぞれの頭から報告させて、主君自らこれらと試合うまして巧うまいか拙ますいかに従って、それぞれを褒めたり指導したりせよ。もっとも學術のある者には、あるいは対策を書かせ、又は詩歌等を作らせよ。

○城当番の大番衆などに対して、急に呼集して（＝非常呼集訓練を行って）あるいは弓馬、鎗刀の武芸を試合し、又は角力等をさせて、楽しみながら親しみを厚くせよ。

○鷹野や猪狩に出るにも、外様の（＝他所から来た）士であっても側近く召し寄せて、時宜に応じて勇氣、力量、早業等を見分して、彼らの意気を励ませ。

右の他にも上下の親しみを厚くする道はいくらでもあるだろう。大将たる人は心配りして上下の親しみを厚くし、君臣合体するときには、呉子が言うところの「百姓皆吾が君を是として、隣国を非とする」の風俗になる。そうなれば、戦えば必ず勝ち、守れば必ず堅固であろう。このように勤めよ。

○知行割（＝武士に支給する土地の割当）と人数積りについて大略を述べよう。異国ではこれを兵賦と云う。兵賦とは知行高（＝武士に支給する土地の総面積）を量って人数の総高（＝出動可能人員数）を見積っておくことである。人数の総高を知らないのは、軍術の根本を忘却していることに他ならず、これ又一つの失政である。さて兵賦の本来の方法とは、周の時代における井田法せいでんぽうであるけれども、現在はそれ程ではなくとも、知行高を考えて、人数の総高を予め計算しておくことは、一国一郡をも領する人であれば、常に意識しておくべきことである。先ず軍士を扶持ふちする（＝俸禄を与

え、臣下として養う)のに三つの方法がある。いずれも土着でなければ十分に行うのが難しいものである。もしも本当に土着とすることが難しければ、土着の真似をせよ。本土着は各人の知行所に居住させるので、城下から五里(一里 $\parallel$ 六町で約三・三km)、十里(約六・五km)、百里(約六五・五km)、二百里(約一三〇・九km)も隔たる者がある。何事にも不自由であるようだが、各人が家中を多く扶助するのには、これに勝るものはない。我が仙台藩及び薩摩、肥前などがこれである。又この真似をするのであれば、俸禄が知行であっても、蔵米であっても、それらに拘わらず城下に続く近在郷に大きな下屋敷を一つずつ与えて居住させるようにせよ。このようになれば、その屋敷に田畑を作って、五人や十人の家中は養えるものである。この二つは陪卒を多く出させて、軍士に充てるためである。又一つは、役人、家柄等の他はことごとく十石、十五石の小給にして、皆土着とさせ、これを給人とも郷士とも云って、それぞれ作り取りにするのである。これは小身( $\parallel$ 低い身分)の直参がその多くをなすところの「陪卒無しの人数组」である。相馬、大村等がこの方法である。いずれも軍士を多く扶助するには良い方法であることを理解せよ。ここで陪卒のある人数组と陪卒の無い人数组との優劣を論じるならば、(陪卒のいない)小禄の直参組がより良いものである。その理由として、いかに節制良好な人数组であっても、その面々が陪卒を取集めたならば、何となく整然としないところがある。これに対して陪卒無しの直参組は、斉一であって雑然としたところがないので、掛け引きも仕易いものであると云えよう。これらのことから、小給の直参組が優れているものと理解せよ。

○右のように給人・郷士を十石、十四、五石にして、国中に土着させるようにせよ。そして国の大小に従って、支城又は居館等が何ヶ所もあらねばならない。その支城、

居館等に近い給人であれば、その城附に定めて、その支配頭には、その城を預けておけるような人を用いるようにせよ。

○右のように家士を在郷給人とさせるにせよ、大禄のお偉方（＝身分格式の高い人々）は本城下に居住させて、先ずは第一に学校に出席させて、文武及び国事を習わせよ。もつとも在郷給人の頭としても、別の諸役人としても、この人々を用いることになるので、在郷に遣わすのは難しい。そこで、在郷には百人頭、小組頭を遣わすことにして、組の諸事を世話させるようにせよ。

○在郷給人は、本城下に居る自分たちの支配頭をよく見覚え、特にその纏まと、馬印等をしつかりと心得ていなければならぬ。これらを覚えさせることは、操練による。

○武士に大禄を与えることは、その禄に応じて譜代の家の子、郎党を扶持できるようにさせ、軍役を勤めさせるためである。しかしながら、当世のように武士が城下に在住して奢侈に夢中になっているようでは、上述したように俸禄は皆、衣食住の雑費となるので、家の子、郎党を扶持することはできない。これらの武士の中には、若党、中間を召抱えて、軍役の頭数をそろえようとする人々も間々いるにはいるが、これらは一季か二季限りの渡り者等であって、先駆けての戦いで役に立つ者は、十人に一人か二人であろう。そうであれば、二、三百石から五百石、千石の輩ともがらであっても、一季や二季の渡り者を召し使う人々は、重要な場面に至ればその渡り者の大半は逃げ去って、終には主人一人となるだろう。このことを考慮すると、武士に大禄を与えるのは最も無益なことであるから、三十石以上の武士の禄は全て減らして、押並べて三十石ずつにすれば、与えるところの俸禄は皆、軍役に役立つことになるだろう。その理由は、三百石取の武士に「欠け落ちることのない家人十人を召し連れよ」と言ったと

ところで、今風の城下詰であつては、絶対に実行不可能なことである。たとい物好きなら、渡り者の一人二人が付き従つたとしても、主人と併せてもわずか二、三人である。これに対して一人分の禄を三十石ずつにしたならば、十人で三百石である。これにより三百石の知行を出す代わりに、確実な軍士十人を用いることができるのである。このことを考慮すれば、武士に三十石以上の禄を与えるのは、ただ捨てるも同然である。

そうは云えども、数代にわたり与えてきた俸禄を急に減らすのは、何よりも人情に背いており、暴悪の名を蒙ることにならう。たとい減らし終えたところで、人数は今現在の二、三十倍にもなることから、知行割、住所割、組割等が思いの外、面倒になるだろう。かつ面倒だけでなく、人々の心情もこれに驚き怨んで、足下から大乱の火の手が上がることは疑いない。さて又、この大乱や騒動を恐れて、そのまま放置しておくならば、あたら俸禄はことごとく諸士の無駄使いに費やされて、一万人を扶持できる知行でも、わずか五、七百人しか扶持されないのである。これほど惜しむべきことがあるらうか。いかにすれば俸禄も費えず、軍士も不足せず、騒動をも生じない術があるだろうか。私が密かに思うには、制度を正しくし、法令を厳正にし、儉約を専らにして贅沢ごとを抑え、世の中の華美を打ち棄て、純朴の風となし、人々が職業に励み、利潤を得ることを教えて、諸士をして富ませるべきである。諸士が富んでいるならば、よく教え諭して、それぞれの禄に応じて家の子、郎党を扶持する術を厳重に命令するのである。その命令が行き届いて、後述する割合を心得て家の子、郎党を扶持するならば、一万人を扶持できる割合の知行によって、間違いなく一万人を扶持できるのである。こうしたことを十分に理解した上で、古今の情勢を考え合わせて利害得失を明らかにし、さらなる工夫を付したならば、現在の華奢きやしやにしてかつ無頼なる世

の中も、古代の朴訥ぼくとつの風に戻り、その上に現代文明の精華を加えることで、諸士も素直にして賢く、誠実にして武芸と学問を事とするようになるだろう。このように命令が行き届けば、俸禄も費えず、騒動も生じず、軍役も不足することなく武芸が勃興するであろう。ただし事を急げば、変化に応じられずに軋轢が生じることになるので、三十年の期間を設けて改革すべきである。これが大きな政策を施す基本である。よく肝に銘じておけ。さて土着の様子を知らない人は、家の子、郎党を扶持するやり方もよく分からないであろうから、その仕方の大略を左に述べる。参考にされよ。

○近世の武士たちの風習として、妻を持つ者はただ嫡子のみであり、次男、三男等は皆他家の養子となって、父母の家に居住しない。そうして父母の家でも次男、三男等には他家を継がせて、自分たちは別に奴婢を召抱えて、使用人とするのである。そのために骨肉の親しみは日を追って薄くなってゆき、主従の関係も出替り者であるがゆえに、儀礼的なものに過ぎず、親しむことがない。古代の風習は、次男、三男等も皆父母の家に在って、奴婢のように家業を助けて働き、年が長ずれば妻を持って父母や嫡子を助けて家業を営むので、父母の家では別に奴婢を召抱えるようなことをしなくても人が足りるのである。もしくは富豪家であれば奴婢を召使うにしても、多くは夫婦そろって召使うので、その子弟は皆一家の内に在って、上下、長幼が肩を並べて成長するので、その親しみも日に日に厚くなる。親しみが厚いので、軍陣に臨んでも互いの危機を見捨てず、一塊ひとかたまりになって進み、退くので、その戦いぶりは甚だ強い。これが天の道に則した人情であり、教えられずとも自然にそうなるのである。これが、家の子、郎党を扶持する根本の大趣意なのである。さて又、主人の心掛けがよくて、家の子を二、三十人以上扶持するとしても、一つの台所では賄まかなうことが難しい

ので、各人に屋敷を与え、又それぞれに知行を取らせて扶持するのである。他藩のことは知らないが、我が仙台藩の諸陪臣またものの知行と云うものは、ことごとく作り取であつて、足輕は三〇四十文三〇四十から百文一石である位までである。足輕より上も概ね二〇

三百文二〇三十石であるから二〇三十貫文二〇三十石であるまでである。こうして百〇二百石取の

武士も、大方は譜代の家中を十人も、二〇三十人も持つのである。ましてや大祿であればさらに多くを持つことになる。これが我が仙台藩の方法である。この割合によつて考えれば、一万石の知行を所持している人は、その半分を家中に与えれば、千人内外は容易く扶持することができる。

一万石の半分は五千石である。一人前二石五斗の土地を作り取に与えれば、五千石にて二千人を扶持することができる。

さて、身の周りの武具、兵器等は主人がこれらを準備しなければならない。馬を飼うことも、田舎に住んで野草により飼育するので、(飼料を)納入する必要もない。こうしたことから、主人それぞれの心掛け次第で、一万石取る者も、騎馬の三十も五十も出すことができるのである。この見積りによつて推定すれば、四〇五貫文四〇五を

取る下級の士でも、家の子の一人、二人を扶持することが可能となる。これらは皆、土着でなければ実現困難なことばかりである。現在のように城下に群居して、奢侈しゃし

(〓おごり)を盛んにするようでは、一年毎の物成ものなり(〓田畑からの収穫、年貢米による収入)も半年で使い果たしてしまうので、家の子等を扶持することなど思いもよらないことだと理解せよ。そこで考えるに、武術を再興しようと思う武将は、家中の大身士(〓身分が高く、俸祿の多い武士)の知行替ということを止めて、永代その地を領するようになせ、それぞれの家の子をも土着させて、人数を多くする政策を施し、朴訥ぼくとつの風を興すことこそが、武政の根本である。左に人数積、知行割の大略を記す。

さらにそれらの損益(〓利害得失)をあれこれと考えあわせて最良のものとせよ。



○三貫文 三十石 以下は全て単騎である。ただし家の子を扶持し、又は戦場に召し連れることは、多少の努力次第で可能である。

○馬は自国においては五貫文 五十石 以上で私有の馬、他国で行動するには、近隣は十貫文 百石で 以上で私有の馬、遠国は三十貫文 三百石 である。以上で私有の馬を使用できる。それ以外は全て借馬となるであろう。

○四貫文 四十石 は上下二人 ただし草履取は用いない者である。鎗持か若党を召連れるであろう。

○五貫文 五十石、上下二人、自身は騎馬である。 口取、草鞋取は用いない。鎗持か若党であろう。

○六貫文 六十石、下部二人 しよべ、自身は騎馬である。 右に同じである。ただし鎗持二人は可能である。

○七〜八貫文 七〜八十石 の者は、同三人、自身は騎馬である。 右に同じである。ただし鎗持三人は可能である。

○九〜十貫文 九十〜百石 の者は、同四人、自身は騎馬である。 右に同じである。

○十五貫文は、同七人、自身は騎馬である。 一人前三百文ずつ与えて、七人で二貫百文である。

○二十貫文は、同九人、自身は騎馬である。

○三十貫文は、同十人、馬上は二騎である。 一騎は自分の子か、家来が乗るであろう。

○四十貫文は、同十五人、馬上は二騎である。 右に同じ

○五十貫文 五百石 は、同二十人、馬上は三騎である。 一人前五百文ずつ与えて、三十人で十五貫文である。

○六十貫文は、同二十五人、馬上は三騎である。

○七十貫文は、同三十人、馬上は四騎である。

○八十貫文は、同四十人、馬上は四騎である。

○九十貫文は、同五十人、馬上は五騎である。

○百貫文 千石 は、同六十人、馬上は七騎である。 一人前三百文ずつ与えて、六十人にて十八貫文である。

○二百貫文は、同百三十人、馬上は十二騎である。

○三百貫文は、同二百人、馬上は十六騎である。

○四百貫文は、同二百五十人、馬上は二十騎である。

○五百貫文五千石であるは、同四百人、馬上は二十五騎である。一人前三百文ずつ与えて、四百人で百二十貫文である。

○千貫文一万石であるは、同八百人、馬上は五十騎である。一人前三百文ずつ与えて、八百人で二百四十貫文である。

自国の軍役には右の割合を基準として、できる限り多くの人頭を出せ。遠国にて行動するには大遠、小遠の算定法がある。概略としては二十里につき一割前後を引くようにせよ。さて、この法を実施するは儉約を教えることが最も重要である

ことから、先ずは制度を確立し、法令を厳格にして奢おごりを抑えなければならない。

その方法としては百貫＝千石も領する者の朝夕の営みは、その当時の十貫＝百石程の営みに准ずるようにせよ。とかく出費のほとんどは、衣、食、住と婦人により生起するものであるから、先ずは第一にこの四つのものの制度を確立し、その上に法令を厳格に下し、違反する者は決して許さず、定めたとおりに処罰せよ。

これ又、よく分からない者のために制度の大略を以下に記すものとする。しかしながら、設定なしには云い難いので、仮に五～六十万石の国を設想して書くことにするが、これは制度の極々概略を記して、その趣旨を理解させるだけである。

実際に制度を確立するに至っては、十分に考察して一物一事、ことごとく制度化せよ。そもそも制度とは奢りを防ぐ術である。全ての奢りは身分不相応な振舞いから出てくるものである。そうであれば、大名の事物は大名の事物、武士、百姓、町人の事物は、武士、百姓、町人の事物というように一物一事にことごとく制度があるならば、上下尊卑で混乱することもなく、費用もかからない。これが制度の大趣意であると理解せよ。総じて現在の武士の風潮は、暖か過ぎて逸楽いつらくにのみ

走るのである。そうであればこそ厳格な制度を確立し、奢りを抑制し、貧者を救い、武を振興する政策を施してよく教え諭し、武芸を奨励し、武器を嗜むたしなように仕向け、その上に定期的に武器の点検を行って、心掛けが悪ければ罰し、心掛けの良い者を賞すれば、武術は必ず勃興するであろう。怠ってはならない。

○法令は上述したように。制度を確立しておいて、どの制度を破ったならば、どんな罪を問われ、どのような罰がなされるのだという号令を下しておいて、違反する者は容赦なく、法令のとおり処罰せよ。これが法令の趣意である。

○衣服の事について、これは章服（＝章文を描き、又は刺繍を施した衣服）の法である。天下の章服について、ここでは論じない。国持大名以下、その国限り、その家限りの章服は、大将が気の向くまま好きなように定められるものである。五〜六十万石の国を一例として云うならば、その国の諸士の階位を三〜四段に分けて、何役より何役までは絹、何より何までは紬ちゆう、太織、何より何まで染木綿、染紙子、それ以下は縞木綿しま、縞紙子と定める類である。もちろん妻女の服も夫の服に準ずるのである。

陪臣は紋章の大小か、染色等によってそれぞれ分けて、直参と区別できるように定めよ。これは章服の真似であるけれども、儉約を教え、貧困から救い、尊卑を分かつことは、これらのことによって事足りるものである。制度化せよ。ただし、他国に出張する者には羽二重の着用を許可しても良いだろう。

付記 火事具（＝火消しの装具）、野場支度（＝野良仕事用作業着）の類は、革か、雲齋織うんさいおり（＝地を粗く、目を斜めに織った厚い綿布。足袋の底等に用いる）、木綿の類となるであろう。これらも章服の意味において、役職の高下によって、紋の大小、あるいは色彩による区別がなければならない。陪臣も又、その識別が

できるようにせよ。

○飲食も衣服のように、士祿の大小を三々四段階に分けて、一汁一菜より三菜までに限るようにせよ。酒肴もこれに準ずるようにせよ。古より飲食と男女には人の大欲が存すると云って、病が起るのも、貧窮するのも、武備が弛むゆるのも、この二つにより起るものであるから、人々が先ずは第一に慎まねばならないのである。

右の衣服、飲食の規定については、冠婚、葬祭、その他重要な饗応並びに他所から来た藩外の人との面談と云えども、この制度を破ってはならない。破る者は処罰せよ。一つの事が破られるときは、全ての法が弛むものである。慎むべし。

○家の造りも上述の二つの条に準じて、あるいは門、あるいは玄関、式台、あるいは瓦葺かわらけ、色壁、張付け、畳等の制度を定めよ。

○婢女を召抱える代わりに、家の子の妻女等を召し使うようにせよ。別に婢女として召抱えてはならない。ただし、子孫のために妾を召し使うことは、これとは別である。しかしながら、大祿で富がある者であっても、妾は一人に限るものとする。もつとも三年経っても子が無い妾は、召し置いてはならない。勿論、子孫が繁多の者は、妄りに妾を召し置くことを禁ずる。

○大小高下を問わず、刀、脇差のこしらえ、並びに諸器物の飾金具等に金、銀、赤銅類を用いることを禁ぜよ。

○青漆せいしつで染め、飾り鉾びょうを打った女性専用乗物、あるいは緞子どんす、天鷲絨類びろーどの挟箱はさみばこ、油単(＝)箆筒等に掛けるカバー等(＝)等は、大祿で富裕の者であっても用いることを禁ず。

○冠婚、葬祭等の一つ一つにも制度があるが、繁多なのでここでは筆記しない。先ずは規則を鑑みてから定めよ。ただし冠婚には親戚や朋友から心を込めた贈物がある

だろう。病難と葬祭には多少に拘わらず、金銭や銀銭を贈って病家を訪問し、葬祭を助けよ。旅立ちの驢はなむけも又、同じである。絶対に飲食物を贈ってはならない。これが古の制度である。

右は重要な制度の中から二つ三つを挙げて示したものである。さらに詳細にわたり工夫を加え、利害得失を考慮して定めよ。さて、右に述べたように、土着と制度とを願うことは、武士の奢侈と柔軟とを止めさせたいからである。足利尊氏卿の遺訓にも、数代にわたり京都に在職すれば、公家風に移って、武士の気風を取失うこともあるだろう。このことを忘れてはならない、と誠めておられた。又、応仁の乱以来、乱を避けた公家、上臈じょうろう（＝身分の高い女官）が大内家に取入って、その家風を華奢きやしやなものに変えてしまい、大内家滅亡に及んだのである。これらのことを思えば寒心する限りであるので、土着制度等のことを述べて、奢侈に染まった人々に再び質朴の姿を知らしめん事を願うものである。

○土着制度等のことは、荻生徂徠や太宰春台等の諸先生がしきりに述べてきたところであるが、説き方が拙いのか、聞き方が悪いのか、又は改革の変化を恐れてのことであろうか、誰一人として土着の風を興した諸侯もなく、制度を立てたり定めたりした人もいない。そうであるのを今また、私がこれを述べるのは余計な事であろう。その余計な事を再び述べるのは、人をして土着、制度等の意義を知らしめ、漸次にその風を起こせば、上述したように三十年の間には遂に行なわれることになろう。最終的にこれが行われるならば、武門の大慶これに過ぎたるはなし、と思うので、強いて人に示すのである。私の贅言むだごとではあれども、日本の武を厚くする術すべはここにあるのだ。